

手話に触れてみよう！ 市民のための手話学習会

～京都市手話言語条例制定記念キックオフイベント～



「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」が、平成28年3月の京都市会で、市会議員全員により提案、全会一致で可決され、平成28年4月から施行されています（条例の概要については、裏面を御覧ください）。

「手話は言語」です。手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められています。

参加費無料
事前申込不要
定員200名
当日先着順

イベントの内容

- ◆京都市会から、条例を提案・可決した経過をお話しします。
- ◆今後の手話に関する事業等の実施予定についてお話しします。
- ◆「劇団あしたの会」*による手話劇も行います！
- ◆手話のワンポイントレッスンを行います！

*きこえない者ときこえる者が共に演劇を創ることを目的に1995年に京都で結成された劇団



皆さんの参加をお待ちしています！

日 時

平成28年6月18日土 午前10時30分から正午まで
(開場:午前10時)

場 所

ハートピア京都(京都府立総合社会福祉会館)3階大会議室 ※地図は、裏面を御覧ください。
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

交通アクセス

- 地下鉄「丸太町駅」下車 5番出口（連結）
- 京都市バス、京都バス、JRバス「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ
- 御来場の際は、公共交通機関をご利用ください。※体の不自由な方で駐車場を必要とする場合は、事前にお問い合わせください。
- 受講の際に必要な配慮（車いすを使用、磁気ループを希望等）がありましたら、お問い合わせください。
- ※手話通訳及び要約筆記は、用意しています。



問合せ先

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

☎075-222-4161 FAX 075-251-2940 メール syogai@city.kyoto.lg.jp

主催：京都市、京都市会、京都市聴覚障害者協会

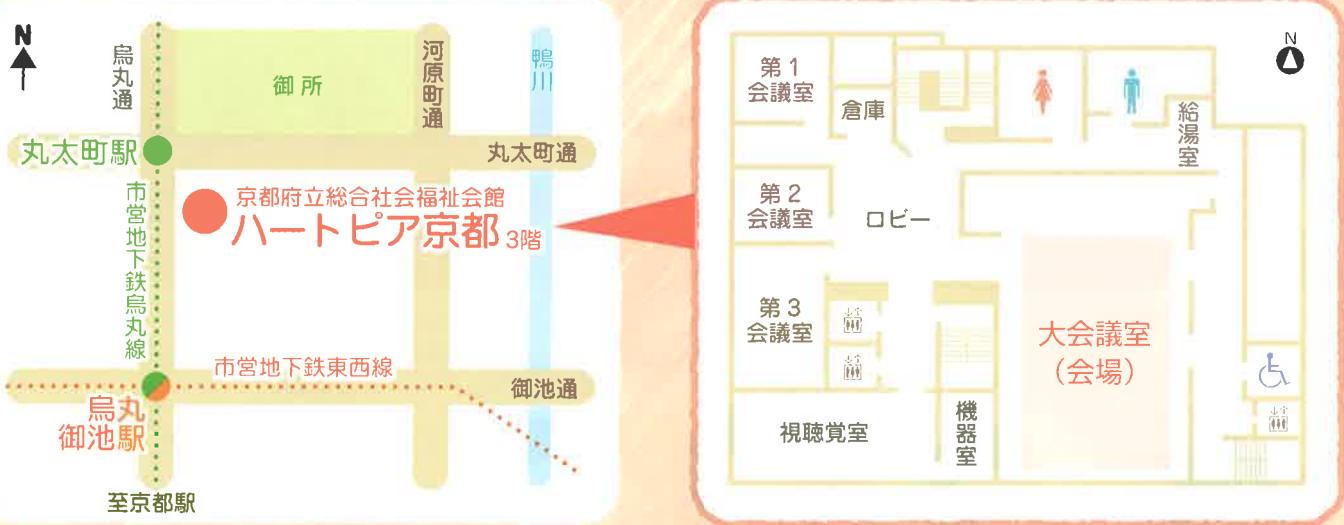
協力（予定）：（社福）京都聴覚言語障害者福祉協会、京都手話通訳問題研究会市内班、京都市手話学習会「みみずく」、（特非）京都市中途失聴・難聴者協会、京都市要約筆記サークル「かたつむり」

後援（予定）：京都市、京都市教育委員会、京都市教育委員会、（一社）京都府聴覚障害者協会、京都府難聴者協会、京都市要約筆記サークル連絡会、（社福）京都市社会福祉協議会

手話に触れてみよう！ 市民のための手話学習会

～京都市手話言語条例制定記念キックオフイベント～

会場案内図



市会マスコット
キャラクター
またきち

京都市 手話言語がつなぐ 心豊かな共生社会を目指す条例の概要



市会マスコット
キャラクター
マタリース

①手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者、その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。

④手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。

②「市民ぐるみの運動」を志向しています。本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民・事業者の役割」について定めます。

⑤手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聞くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。

③国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる本市において、本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。

⑥学校教育の場において、未来の担い手である児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

私たちの責務と役割

京都市の責務

- ◆手話を必要とする人が安心して生活・滞在できるよう、必要な配慮
- ◆手話に関する施策の総合的・計画的な実施
- ◆市民や事業者の皆様がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援

市民の役割

- ◆手話を必要とする人が手話を使いやすい環境づくり
- ◆手話に関する市の施策に協力

事業者の役割

- ◆手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供
- ◆手話に関する市の施策に協力

観光旅行者等への応対も